

## 船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

令和8年2月17日

保健所 健康危機対策課

# 政府行動計画の位置づけ

新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という)は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という)第6条の規定に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、国民の生命及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すもの

平成24年に成立した特措法に基づき、平成25年に策定



平成29年に、治療薬の確保量など一部について改定



- 新型コロナウイルス感染症対応への経験を踏まえ、次なる感染症危機への準備や対策を万全なものとする観点から、初めて、政府行動計画を抜本的に改定
- 新型インフルエンザ等とは・・・  
新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、その他の呼吸器感染症

# 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的戦略

## ○新型インフルエンザ等対策特別措置法の目的

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。(第1条抜粋)

### 主たる目的と戦略

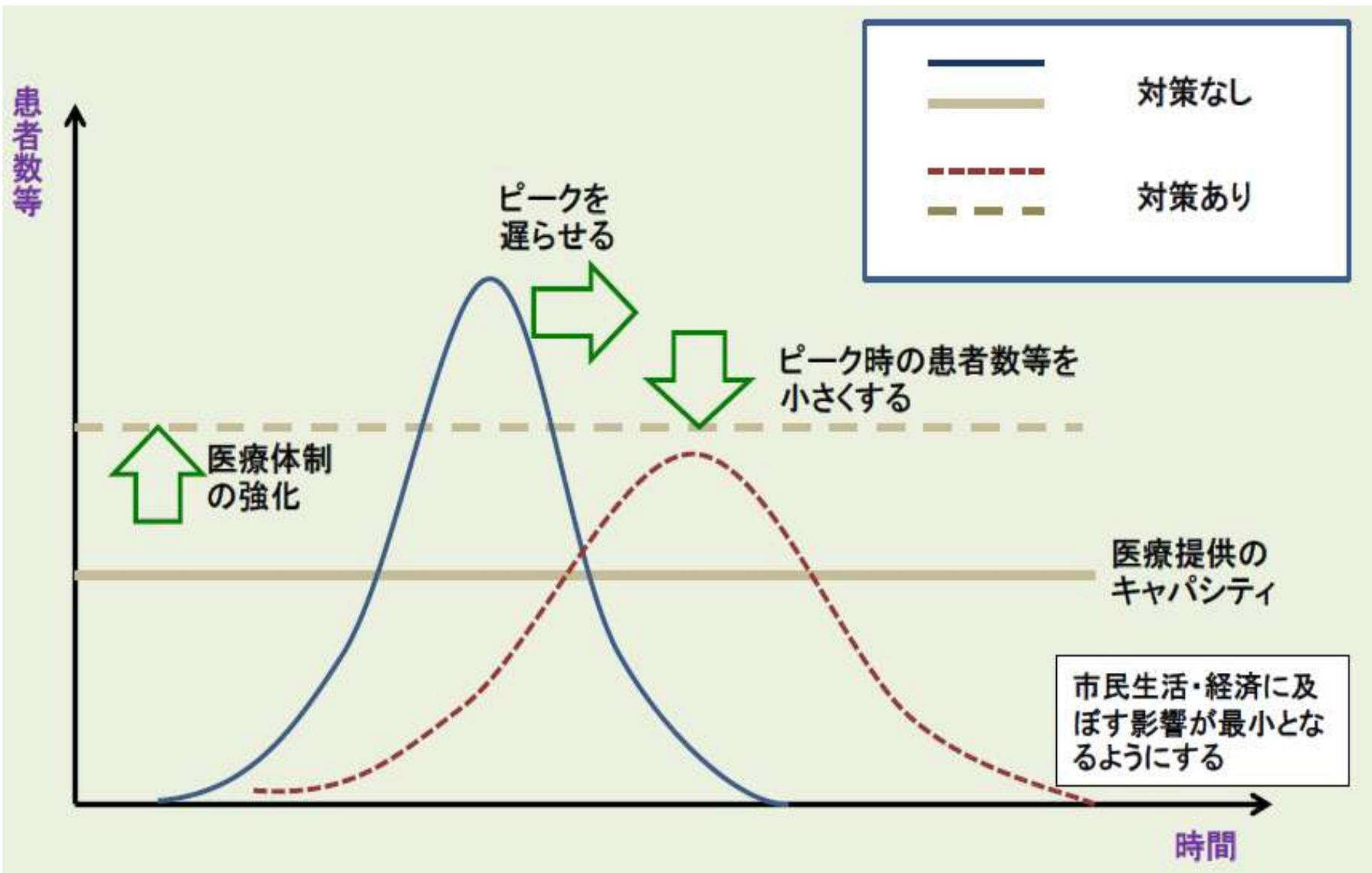
#### ①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大を抑えて、市民の健康を保持するとともに、**流行のピークを遅らせ**、医療提供体制の整備や国が行うワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行の**ピーク時の患者数等をなるべく少なくして**、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、**医療提供体制の強化を図る**ことで、患者数等が**医療提供体制のキャパシティを超えないようにする**ことにより、治療が必要な患者が適切に医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### ②市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替を円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成、実施により医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

# 新型インフルエンザ等対策の効果



# 行動計画と予防計画の違い

## 【新型インフルエンザ等対策行動計画】

※令和8年2月改定

### ・根拠法令

新型インフルエンザ等対策特別措置法

### ・計画策定の主体

政府、都道府県、市町村

### ・概要

新型インフルエンザ等感染症等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、基本的な戦略や対策実行上の留意点、対策推進のための役割分担などについて、発生段階に応じた具体的な対策・行動を示すもの

### ・記載事項

①実施体制 ②サーベイランス ③情報収集・分析 ④情報提供・共有、リスコミ ⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法、⑩検査 ⑪保健 ⑫物資 ⑬国民生活・経済

## 【予防計画】

※令和6年4月1日施行済

### ・根拠法令

感染症法

### ・計画策定の主体

都道府県・保健所設置市

### ・概要

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画であり、感染症対策の方向性を示すもの

### ・記載事項(保健所設置市必須または任意の項目)

- 予防及びまん延防止
- 情報の収集、調査及び研究
- 検査の実施体制及び検査能力の向上
- 移送体制の確保・宿泊施設の確保
- 外出自粛対象者の療養生活等の環境整備
- 人権の尊重
- 人材の養成及び資質の向上
- 保健所の体制強化・緊急時における対応
- 目標に関する事項

新型インフルエンザ等感染症等の発生段階に応じた具体的な対策・行動を示すもの

感染症対策における基本的な事項を示すもの

## ○計画の概要

- 新型インフルエンザ等感染症等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、基本的な戦略や対策実行上の留意点、対策推進のための役割分担などについて、発生段階に応じた具体的な対策・行動を示すもの。

## ○計画改定の経緯

- 新型コロナウイルス感染症への対応や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた、幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画の抜本的な改定が行われた。  
これを受け、令和7年3月に千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画が改定されたことから、本市の船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画についても、改定を行う。

## ○計画の改定時期

- 令和8年2月

# 船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定までの流れ

令和6年7月 新型インフルエンザ等対策政府行動計画 改定

令和7年3月 千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画 改定

令和7年2月 庁内関係各課へ意見照会（1回目）  
4月 庁内関係各課へ意見照会（2回目）

令和7年5月 船橋市感染症対策連携会議各委員、  
船橋市感染症対策連携会議  
地域医療専門部会各委員へ意見照会

令和7年7月 第1回船橋市感染症対策連携会議  
議題：市行動計画改定案への意見反映  
について等

令和7年9月 令和7年第3回船橋市議会  
健康福祉委員会へ報告

令和7年10月 パブリック・コメント実施

令和7年12月 第2回船橋市感染症対策連携会議  
議題：市行動計画改定案の承認について等

令和8年2月 市行動計画改定

令和8年3月 令和8年第1回船橋市議会  
定例会にて報告予定

## ○ 委員意見 3 新型コロナの対応経験について

7ページ目第4段落の「市対策本部は、新型コロナの感染症法上の位置づけが5類感染症に変更される2023年(令和5年)5月8日までに、計85回開催された。」という記載について、本部が開催された回数なのか意味が通じない様に思います。

本部にて何か会議が開催されたということでしょうか？

## ○ 本市回答

船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部において、市対策本部会議が計85回開催された旨を記載しています。

つきましては、以下のとおり修正させていただきました。

### ➤修正後

「市対策本部会議は、新型コロナの感染症法上の位置づけが5類感染症に変更される2023年(令和5年)5月8日までに、計85回開催された。」(P.7)

## ○ 委員意見 8 医療について

---

県又は市などと医師会で医療措置協定等を締結する必要はないのでしょうか。医師会との関係、依頼内容や担当事項について本文に加える必要はないのでしょうか。

## ○ 本市回答

---

医療措置協定については、感染症法により都道府県が各医療機関と締結するものとされていることから、同法に基づく協定を市と医師会で締結することは想定されておりません。

しかしながら、新型コロナウイルス対応時に感染拡大防止や検査・入院医療体制作りなどの取組みを本市として推進することができたのは医師会から全面的なご協力をいただいた結果でありますことから、改定案では、医師会をはじめとする専門職能団体、関係団体・機関との連携を図っていくことが重要としており(例:P.69,74,76,93)、平時から役割分担や連携体制などについて協議し整理していき、新たな感染症発生時には改めて医師会等と連携の上、病院間での調整などを行ってまいりたいと考えております。

## ○ 委員意見 計画全体 について

---

今回のコロナの時に鑑みて、財源についての話題を入れてはどうでしょうか。特別措置法に基づいて行ったのは十分にわかるのですが、市独自でインシャルの財源を確保しておき、いざという時に使えるようにしておくのは大事ではないでしょうか。以上を見据えた上で、コストに言及する部分があってもいいのではないかと思考します。

## ○ 本市回答

---

感染症有事の対策の実施のために必要な予算や財源の具体的な内容については、感染状況や感染症の特徴、国からの財政措置などを踏まえて検討することになりますので、市独自の予算や財源の確保については、計画に位置付けておりません。

コロナ禍を経て、国の対策やそれに伴う財政措置も明確となってきたことから、支援が不足することは想定しておりませんが、支援に含まれない部分がある場合については、市で対応するなど、改定案P.36「2-3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保」に記載のあるとおり実施していく想定です。

また、有事の際に迅速な対策を実施するために必要な予算が確保できるよう、財政部門とも連携して対応してまいります。

## ○ 委員意見 計画全体 について

---

市役所本庁舎に属する部署については具体的担当部署を決定し記載してあるが、保健所においては同様に具体的部署を決定し個別に記載しなくて良いのか。

## ○ 本市回答

---

他の部署と同様に、具体的担当部署として「保健所」と記載しています。また、改定案本編とは別に「担当課別索引」を作成しており、各項目の保健所や各部署における具体的な担当課を記載しております。

# 船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）の構成

## 第1. はじめに

- ▷計画策定の経緯
- ▷今般の計画改定
- ▷新型コロナの対応経験

## 第2. 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

- ▷目的及び基本的な戦略
- ▷実施上の留意点
- ▷推進のための役割分担
- ▷行動計画の対策項目と横断的視点
- ▷様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

## 第3. 行動計画等の実効性確保

- ▷EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に  
基づく政策の推進
- ▷新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持
- ▷多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
- ▷定期的なフォローアップと必要な見直し

## 第4. 各対策項目の考え方及び取組

- ▷発生段階（**準備期、初動期、対応期**）に応じて各対策**13項目**に沿った  
対策を規定

# 改定のポイント

## 1 平時の準備の充実

- ・ 平時からの県等の関係機関との情報共有、訓練等の実施をとおして連携を強化。
- ・ 新型コロナウイルス感染症では応援体制の構築に時間を要したことを踏まえ、平時から迅速かつ柔軟な応援体制をあらかじめ整備。
- ・ 保健所の感染症有事体制を構成する人員の対応力向上のため、平時から研修・訓練を実施。（予防計画に整合させる）
- ・ 感染症対応部門と施設所管部門が連携し、高齢者施設等における感染対策に係る研修等の支援を平時から実施。

## 2 幅広い感染症に対応する対策と状況の変化に応じた対策の切替え

- ・ 新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定した対策。
- ・ ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化に応じて、柔軟かつ機動的に対策を切り替え（医療提供、感染拡大防止策等）。

## 3 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応で課題となった項目を中心に項目を独立させ、6項目から13項目に拡充。
- ・ DXにより疫学・臨床情報を迅速に収集、分析し施策に活かす体制等、複数の対策項目に対して共通して考慮する横断的視点を設定。

# 市独自の改定ポイント

## 1 宿泊療養施設の確保

- 市として宿泊施設を確保する場合、関係団体と協議を行い、重症化リスクが高い家族がいる際の隔離型の宿泊施設とするか、医療機関との提携型の宿泊施設とするか検討することを明記。

## 2 緊急時における対応

- 県の体制整備が整う前に、管内において早期に感染拡大が生じた場合に備え、県や関係団体と協議し必要な施策を講じられるよう共通認識を図ることを明記。
- 医療体制の整備にあたっては、病床等を確保する医療機関への財政措置が欠かせないことから、具体的な支援策について必要に応じ国や県に働きかけていくことを明記。

## 3 新型コロナ対策に関する振り返り

- 新型コロナウイルス感染症対策(第1波～第8波)に関する振り返りの概要版を巻末に参考資料として追加。

## 1 実施体制

- 新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく。
- 新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行に繋げていくことで、感染拡大を可能な限り抑制する。
- 人事部門と連携した迅速かつ柔軟な応援体制の整備。業務量が過多となる対応期を見越した初動期からの応援職員確保や、本庁と保健所の情報連携を担う職員についても準備を進める。

## 2 情報収集・分析

- 新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段を確保する。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、市民生活及び市民経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮する。

### 3 サーベイランス

- 新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築やシステムの整備を行うとともに、感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施する。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断に繋げる。

### 4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布の恐れがある。
- 各種対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、市民が適切に判断・行動できるようにする。

### 5 水際対策

- 検疫措置の強化に伴い、県とともに検疫所との連携を強化し、国が検査体制を速やかに整備できるよう協力する。

## 6 まん延防止

- 適切な医療の提供と併せて、まん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収める。
- 病原性や感染性等に関する情報、ワクチンや治療薬等の開発・普及等の状況の変化に応じ、感染症対策の基本的方針を柔軟かつ機動的に切り替える。
- 封じ込めを念頭に対応する時期、病原体の性状等に応じて対応する時期、ワクチンや治療薬により対応力が高まる時期に応じた対策の切替えを行う。

## 7 ワクチン

- 医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備しておく。
- 接種に当たって、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

### 8 医療

- 感染症医療及びその他通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、平時から、予防計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備する。
- 有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応することで、市民の生命及び健康を守る。
- 緊急時(県の体制整備が整う前に感染拡大が生じた場合)に備え、平時から県や関係団体との間で必要な施策について共通認識を図っておき、初動期に必要な施策を講じる。

### 9 治療薬・治療法

- 新型インフルエンザ等の発生時に、国が確保した治療薬や確立した治療法を、速やかに市内全域に普及させる。
- 有事に備え、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する。

### 10 検査

- 平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進める。

## 各論13項目の概要⑤

### 11 保健

- 地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を守る。
- 平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う。
- 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、高齢者施設等における感染対策に係る研修等を感染症対応部門と施設所管部門が連携し平時から行っていく。(予防計画に整合させる)

### 12 物資

- 感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずる。

### 13 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行い、事業者や市民等は平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。